

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令 (法務二)
- 供託規則の一部を改正する省令 (同三)
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (厚生労働二四)

(告 示)

- 財政再生計画等の実施状況報告の概要を公表する件 (総務九三)
- 健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件 (同九四)
- 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件 (同九五)
- 輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件 (経済産業三三)
- 昭和六十一年建設省告示第八百五十九号等の一部を改正する件 (国土交通四四七)
- 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (同四四八)
- 道路に関する件 (東北地方整備局五六〇五八)
- 都市計画に関する件 (関東地方整備局六三)

(官庁報告)

- 道路に関する件 (中部地方整備局三〇〇三五)
- 都市計画に関する件 (近畿地方整備局五〇〇)
- 道路に関する件 (同五一)
- 道路に関する件 (中国地方整備局二五〇二九)
- 道路に関する件 (九州地方整備局四三、四四)
- 道路に関する件 (北海道開発局三三〇四一)
- 道路に関する件 (沖縄総合事務局一四、一五)

労 働

最低工賃の改正決定に関する公示
(福島労働局最低工賃公示一)

国 家 試 験

第十三回紛争解決手続代理業務試験合格者(厚生労働省)
平成三十年度弁理士試験に係る委員等(工業所有権審議会)

(公 告)

諸 事 項

- 裁判所 破産、免責、再生関係 特殊法人等
- 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第三号第一項に定める通行方法(西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事一部完了、首都高速道路株式会社工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、平成三十年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、日本弁護士連合会懲戒の処分関係
- 地方公共団体 行旅死亡人、特定空家等の除去命令
- 関係 会社その他 会社決算公告

省 令

○ 法務省令第二号

任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第三条の規定に基づき、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年三月十六日 法務大臣 上川 陽子

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令(平成十二年法務省令第九号)の一部を次のように改正する。

任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令(平成十二年法務省令第九号)の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)第三条の規定に基づき、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年三月十六日 法務大臣 上川 陽子

附録第1号様式

代理権目録	
A	附帯の管理・保守・処分等に関する事項
A1	付した金類債権（貸付債権）を含む。但し引越「金融機関」の取引に付した債権（貸付債権）を除く。また、引越「金融機関」の受領及び費用の支払に関する事項（附帯金（B1・B2）を除く。）並びにその専断の管理・保守
A2	上記の財産（増加財産を含む。）及びその専断の処分・変更
B	質押債権の締結・変更・解除
B1	金類債権に付した債権（貸付債権）の管理・保守
B2	質押債権の締結・変更・解除
B3	質押債権の処分・変更
B4	質押債権の引渡
B5	質押債権の引渡
C	その他の債権（附帯「財産」の管理・保守）
C1	質押債権に付した債権（貸付債権）の管理・保守
C2	質押債権の締結・変更・解除
D	生活に必要な現金及び物品の購入等に関する事項
D1	生活費の支出
D2	日用品の購入
D3	日用品以外の生活に必要な物
E	相続に関する事項
E1	遺言執行又は相続の承認・放棄に関する事項
E2	付の債権（予定（子遺）配当債）

E3	専断を定める申立て
E4	遺言執行の請求
F	債権に関する事項
F1	債権の引渡
F2	債権の引渡
F3	債権の引渡
F4	債権の引渡
F5	債権の引渡
F6	債権の引渡
F7	債権の引渡
F8	債権の引渡
F9	債権の引渡
F10	債権の引渡
F11	債権の引渡
F12	債権の引渡
F13	債権の引渡
F14	債権の引渡
F15	債権の引渡
F16	債権の引渡
F17	債権の引渡
F18	債権の引渡
F19	債権の引渡
F20	債権の引渡
F21	債権の引渡
F22	債権の引渡
F23	債権の引渡
F24	債権の引渡
F25	債権の引渡
F26	債権の引渡
F27	債権の引渡
F28	債権の引渡
F29	債権の引渡
F30	債権の引渡
F31	債権の引渡
F32	債権の引渡
F33	債権の引渡
F34	債権の引渡
F35	債権の引渡
F36	債権の引渡
F37	債権の引渡
F38	債権の引渡
F39	債権の引渡
F40	債権の引渡
F41	債権の引渡
F42	債権の引渡
F43	債権の引渡
F44	債権の引渡
F45	債権の引渡
F46	債権の引渡
F47	債権の引渡
F48	債権の引渡
F49	債権の引渡
F50	債権の引渡
F51	債権の引渡
F52	債権の引渡
F53	債権の引渡
F54	債権の引渡
F55	債権の引渡
F56	債権の引渡
F57	債権の引渡
F58	債権の引渡
F59	債権の引渡
F60	債権の引渡
F61	債権の引渡
F62	債権の引渡
F63	債権の引渡
F64	債権の引渡
F65	債権の引渡
F66	債権の引渡
F67	債権の引渡
F68	債権の引渡
F69	債権の引渡
F70	債権の引渡
F71	債権の引渡
F72	債権の引渡
F73	債権の引渡
F74	債権の引渡
F75	債権の引渡
F76	債権の引渡
F77	債権の引渡
F78	債権の引渡
F79	債権の引渡
F80	債権の引渡
F81	債権の引渡
F82	債権の引渡
F83	債権の引渡
F84	債権の引渡
F85	債権の引渡
F86	債権の引渡
F87	債権の引渡
F88	債権の引渡
F89	債権の引渡
F90	債権の引渡
F91	債権の引渡
F92	債権の引渡
F93	債権の引渡
F94	債権の引渡
F95	債権の引渡
F96	債権の引渡
F97	債権の引渡
F98	債権の引渡
F99	債権の引渡
F100	債権の引渡

附録第1号様式

代理権目録	
A	附帯の管理・保守・処分等に関する事項
A1	付した金類債権（貸付債権）を含む。但し引越「金融機関」の取引に付した債権（貸付債権）を除く。また、引越「金融機関」の受領及び費用の支払に関する事項（附帯金（B1・B2）を除く。）並びにその専断の管理・保守
A2	上記の財産（増加財産を含む。）及びその専断の処分・変更
B	質押債権の締結・変更・解除
B1	金類債権に付した債権（貸付債権）の管理・保守
B2	質押債権の締結・変更・解除
B3	質押債権の処分・変更
B4	質押債権の引渡
B5	質押債権の引渡
C	その他の債権（附帯「財産」の管理・保守）
C1	質押債権に付した債権（貸付債権）の管理・保守
C2	質押債権の締結・変更・解除
D	生活に必要な現金及び物品の購入等に関する事項
D1	生活費の支出
D2	日用品の購入
D3	日用品以外の生活に必要な物
E	相続に関する事項
E1	遺言執行又は相続の承認・放棄に関する事項
E2	付の債権（予定（子遺）配当債）

E3	専断を定める申立て
E4	遺言執行の請求
F	債権に関する事項
F1	債権の引渡
F2	債権の引渡
F3	債権の引渡
F4	債権の引渡
F5	債権の引渡
F6	債権の引渡
F7	債権の引渡
F8	債権の引渡
F9	債権の引渡
F10	債権の引渡
F11	債権の引渡
F12	債権の引渡
F13	債権の引渡
F14	債権の引渡
F15	債権の引渡
F16	債権の引渡
F17	債権の引渡
F18	債権の引渡
F19	債権の引渡
F20	債権の引渡
F21	債権の引渡
F22	債権の引渡
F23	債権の引渡
F24	債権の引渡
F25	債権の引渡
F26	債権の引渡
F27	債権の引渡
F28	債権の引渡
F29	債権の引渡
F30	債権の引渡
F31	債権の引渡
F32	債権の引渡
F33	債権の引渡
F34	債権の引渡
F35	債権の引渡
F36	債権の引渡
F37	債権の引渡
F38	債権の引渡
F39	債権の引渡
F40	債権の引渡
F41	債権の引渡
F42	債権の引渡
F43	債権の引渡
F44	債権の引渡
F45	債権の引渡
F46	債権の引渡
F47	債権の引渡
F48	債権の引渡
F49	債権の引渡
F50	債権の引渡
F51	債権の引渡
F52	債権の引渡
F53	債権の引渡
F54	債権の引渡
F55	債権の引渡
F56	債権の引渡
F57	債権の引渡
F58	債権の引渡
F59	債権の引渡
F60	債権の引渡
F61	債権の引渡
F62	債権の引渡
F63	債権の引渡
F64	債権の引渡
F65	債権の引渡
F66	債権の引渡
F67	債権の引渡
F68	債権の引渡
F69	債権の引渡
F70	債権の引渡
F71	債権の引渡
F72	債権の引渡
F73	債権の引渡
F74	債権の引渡
F75	債権の引渡
F76	債権の引渡
F77	債権の引渡
F78	債権の引渡
F79	債権の引渡
F80	債権の引渡
F81	債権の引渡
F82	債権の引渡
F83	債権の引渡
F84	債権の引渡
F85	債権の引渡
F86	債権の引渡
F87	債権の引渡
F88	債権の引渡
F89	債権の引渡
F90	債権の引渡
F91	債権の引渡
F92	債権の引渡
F93	債権の引渡
F94	債権の引渡
F95	債権の引渡
F96	債権の引渡
F97	債権の引渡
F98	債権の引渡
F99	債権の引渡
F100	債権の引渡

<p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p>	<p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p> <p>附則 この省令は、公布の日から施行する。 ○法務省令第三号 平成三十年三月十六日 供託規則の一部を改正する省令</p>
---	---

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第三号
平成三十年三月十六日
供託規則の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第三号
平成三十年三月十六日
供託規則の一部を改正する省令

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第三号
平成三十年三月十六日
供託規則の一部を改正する省令

<p>改 正 後</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条 [155 略] 支配人その他登記のある代理人によつて前条第二号の規定による払渡しの請求をする場合には、 6 において、その者に係る第三項第一号に掲げる電子証明書が申請書情報と併せて送信されたときは、当該請求については、第二十七条第一項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 7 前条第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならぬ。 （供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則） 第三十九条の二 [略] 2 支配人その他登記のある代理人によつて第三十八条第一号の規定による供託をする場合において、その申請書情報にその者が電子署名を行い、かつ、その者に係る前条第三項第一号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、第十四条第四項の規定にかかわらず、代理人の権限を証する書面を提示することを要しない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>（電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条 [同上] 「項を加える。」 6 前条第一号の規定による金銭の供託をする場合において、第十六条第一項の規定による供託通知書の発送の請求をするときは、申請書情報に当該請求をする旨の記録をしなければならぬ。 （供託をする場合の資格証明書等の提示に関する特則） 第三十九条の二 [同上] 「項を加える。」</p>
--	--

法務大臣 上川 陽子